

## 公立大学法人横浜市立大学コンプライアンス推進委員会要綱

制 定 平成 19 年 4 月 1 日

最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学コンプライアンス推進規程（以下「規程」という。）第 3 条の規定に基づき、公立大学法人横浜市立大学コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、規程の例による。

(委員会の構成等)

第 3 条 委員会の構成は以下の者とする。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 副学長（2 名）
- (4) 学群長（2 名）
- (5) 事務局長
- (6) 附属病院長
- (7) 附属市民総合医療センター病院長
- (8) 総務部長
- (9) 学務・教務部長
- (10) 総務部経営戦略担当部長
- (11) 総務部担当部長
- (12) 研究推進部長
- (13) 医学・病院統括部長
- (14) 市民総合医療センター管理部長

2 前項に規定する者のほか、委員長が必要と認めた場合、指定する外部有識者を委員もしくはオブザーバーとして加えることができる。

3 委員会の委員長は、理事長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(委員会の職務)

第 4 条 委員会は、次の事項について協議を行う。ただし、ハラスメント、教育活動の不正行為、研究活動の不正行為、医療安全等、審議機関が別に定められている事案については、原則として当該審議機関等で審議するものとする。

- (1) コンプライアンスに関する制度及び体制の整備に関すること
- (2) コンプライアンスに関する制度の実施状況の把握、点検、評価及び総合調整に関すること

- (3) コンプライアンスに関する制度に基づく対応及び処理に関すること
- (4) コンプライアンスに関する制度の啓発に関すること
- (5) その他、委員会が必要と認める事項

(委員会の開催)

第5条 半期に1回のほか、委員長が必要であると認めるときは、適宜、開催するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務課コンプライアンス推進担当において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。